

国際会議ピリピリ

政府は京都市で7日から始まる国際会議「第14回国連犯罪防止刑事司法会議」（京都コングレス）で、前例のない感染防止策を取る。新型コロナの感染拡大後、初めての大規模な国際会議だけに、「握手や名刺交換などの接触禁止」「用務以外の外出禁止」などの対策を徹底し、大規模イベントを成功させる構えだ。

空港から専用車で移動

昼食一人で会食も自粛

ドアノブひじで使って

が参加する。各国10人までに限定し、約4000人が出席した前回のカタールでの会議の約4分の1の人数に減らした。

外国からの参加者は出国前と後の検査に加え、空港から、政府が借り上げた会場近くのホテルや会場を専用シャトルバスで移動する。外務省は、2月のテニス全豪オープンで注目された、泡で包み込むように外部から隔離する「バブル方式」と呼んでおり、同省関係者は「京都市の住民との接触を事実上ゼロにできる」と説明している。

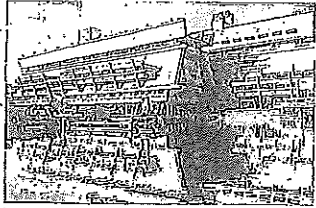
2000人収容できるメインホールは上限2000人に減らし、万一の感染発生時に接触者を特定できるように会議の出席者や座席表を保管する。席は勝手に移動できない。廊下の動線は管理され、人の間隔が2メートル以上確保されるよう床のマークに従って移動する。

参加者は12日までの期間中、複数回の昼食は許されず、会議後の会食自粛も求められる。常時着用するマスクは通常のマスクでなく、医療用など高機能マスクを推奨され、ドアノブをひじで使うなど手で接触しないよう求めている。医療チームが肩紐し、英語が話せる医師とつながる24時間対応のホットラインも設けた。

法務省関係者は「できることは全部やる」と話している。【田所柳子】

政府 コロナ対策腐心

日本での開催は1970年以來、感染拡大により2020年4月から延期される司法担当閣僚や閣内関係者ら国内外の約1000人が参加する。20近くの前から来日する。



第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）の会場となる国立高度産業科学研究所

- 出入国前後（海外参加者）や来場前（国内参加者）のPCR検査
- 専用ホテルの宿泊とシャトルバスの利用（海外参加者）
- 会議前後の会食自粛
- 握手、名刺交換など接触禁止
- 会議の出席者と座席表の保管、席移動の禁止
- ドアノブはひじで使う
- 英語が話せる医師との24時間ホットラインの開設

郵政省が主催する感染対策

電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法)の一部を改正する法律案 〔テレワーク促進法案〕概要

1 電磁的記録の真正な成立の推定に関する規定の改正(第3条)

【現状の課題】

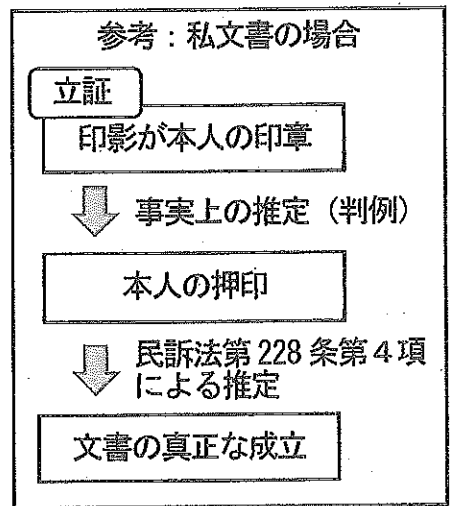
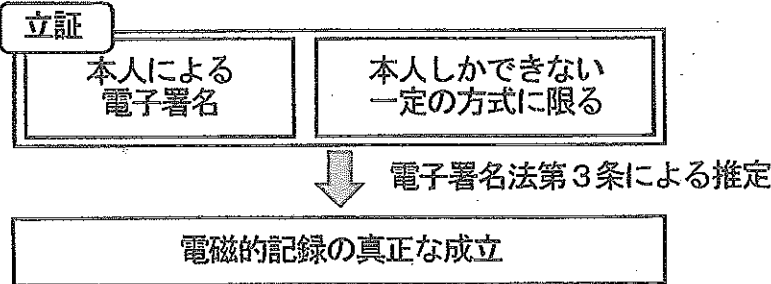
テレワークの促進のためには押印をデジタル化することが必要であるが、電子署名は、本人が電子署名を行ったことが電磁的記録の真正な成立の推定を受けるための立証事項になっているほか、より利便性の高いリモート署名が含まれているか明らかではなく、必ずしも普及しているとはいえない。

【改善策】

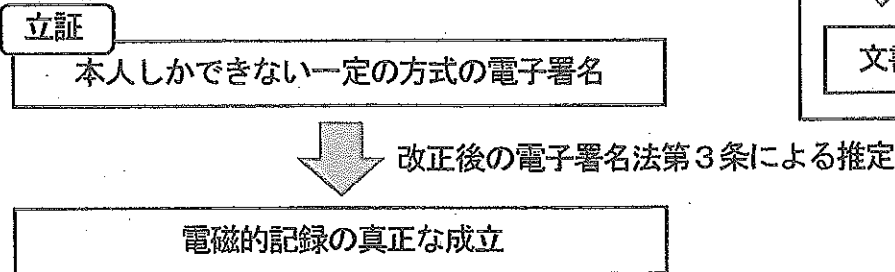
電磁的記録の真正な成立の推定に係る立証事項を整理するとともに、署名鍵等の管理の主体を本人に限定しないこととしリモート署名が含まれることを明記する。

(1) 真正な成立の推定に係る立証事項の整理

【現行】

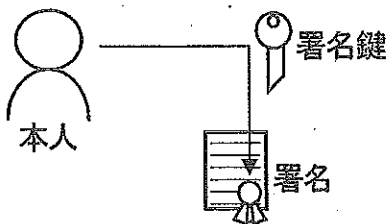


【改正後】

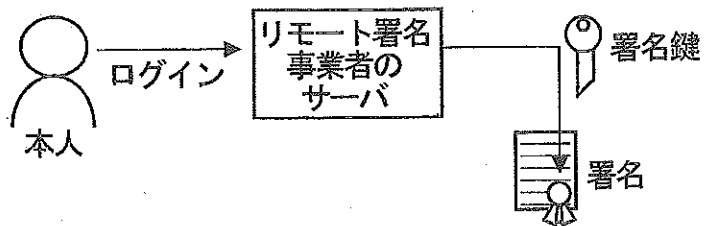


(2) 第3条の電子署名にリモート署名が含まれることの明確化(「管理する」→「管理される」)

【ローカル署名】



【リモート署名】



※リモート署名：リモート署名サービス提供事業者のサーバに本人の署名鍵を設置・保管し、本人が当該事業者のサーバにリモートでログインした上で本人自らの署名鍵で措置(電子署名)を行うもの

出典：衆議院法制局作成資料

令和3年3月10日(水) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

2 電子署名に準ずる措置に係る電磁的記録の真正な成立の推定に関する規定の新設(附則第4条)

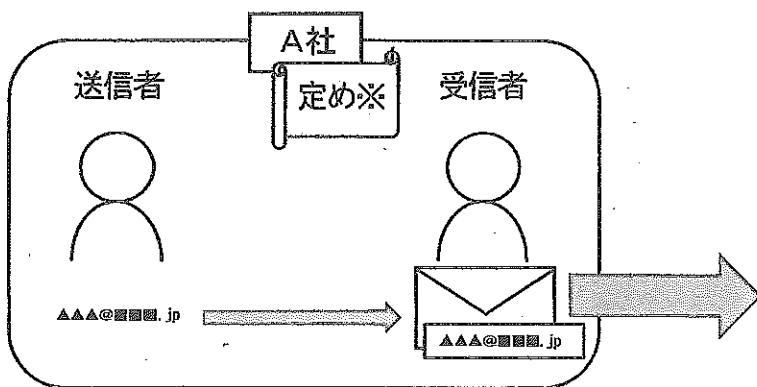
【現状の課題】

電子署名は、1の措置により今後より一層普及すると考えられるが、現状では、1の措置を講じたとしても、中小企業のように導入が容易でない事業者も存在すると思われる。

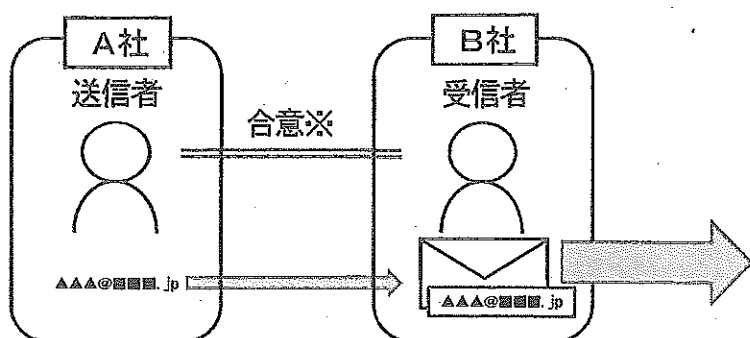
【改善策】

当分の間の措置として、事業者に普及していると考えられる電子メールを利用する方法により、電子署名と同様の電磁的記録の真正な成立の推定を認めることとする。

(1) 同じ会社の社員への電子メール



(2) 他の会社の社員への電子メール



電子メールにより受信した情報を記録した電磁的記録は、当分の間、送信者の作成に係るものとして真正に成立したものと推定（改変の有無の確認措置がある場合に限る）

※①電子メールアドレスが送信者専用

②受信した情報を記録した電磁的記録が真正な成立の推定を受けること

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日

出典：衆議院法制局作成資料

令和3年3月10日（水） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

案里氏当選無効

給与は「有効」

有罪確定 再選挙へ

2019年7月の参院選をめぐって公職選挙法違反(買収)の罪に問われ、参院議員を辞職した河井案里被告(47)に対する懲役1年4カ月執行猶予5年の東京地裁判決が5日、確定した。案里氏側、検察側ともに控訴しなかった。



河井案里氏

判決確定で案里氏は当選できない。参院広島選挙区は再選挙となり、衆院北海道2区、参院長野選挙区は2補選とともに4月25日投票となる。

案里氏への1月の地裁判決は、広島県議4人への160万円の現金提供を有罪とした一方、江田島市議1人への10万円提供の買収罪

有罪確定により、過去にさかのぼって案里氏の当選は無効になるが、選挙後の議員活動や給与は「有効」として扱われるという。

公選法は、議員本人による買収などが確定すれば、当選無効(失職)となると規定する。司法判断の前に議員職を自ら辞めたとしても、「選挙が行われた時に戻って、当選そのものが

議員活動歴 消えず

無効になる(総務省選挙課)。ただ国会法は、議員資格がなくなることが証明されるまで、議員の地位や権利は失われないと規定する。参院事務局は、その学歴などを公表した罪が1994年に確定し当選無効となった参院議員のケースも参考に、案里氏の議員活動歴は有効との立場だ。

案里氏は当選後の約1年半の間、参院の災害対策特別委員会などに所属。国会審問は一度もなかったが、国会に出席した履歴などはそのまま残るといふ。機関の判断次第だ」と説明した。

は無罪とした。買収の全体計画を指揮したのは、夫で元法相の衆院議員・克行被告(57)だったと認めた。

東京地検の山元裕史・次席検事は5日、一部無罪を「承服したい」としつつ、「迅速な判決を目指

す公選法の)百目裁判の趣旨などを踏まえ早期の確定を目指すべきものと判断した」と説明した。

案里氏をめぐっては、車上運動員に違法報酬を支払った罪で公設秘書の有罪が確定し、広島高検が連座制適用による当選無効と参院広島選挙区での5年間の立候補禁止を求める行政訴訟を起している。案里氏の失職を受け、広島高検は立候補禁止の申し立てのみを維持し、5年間の効力がこの司法判断が出てから始まるのを目指す方針という。

一方、克行議員は案里氏との共謀が問われた5人を含めた100人に計約2900万円を配ったとする罪で公判中。3月以降に被告人賞問が行われる見通しだ。(三浦淳、新屋理恵)

不起訴記録の開示について

○ 刑事訴訟法

第47条 訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。

◆ 刑事訴訟法47条の趣旨を判示した判決（最高裁平成16.5.15）

「刑訴法47条は、その本文において、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」と定め、そのただし書において、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない」と定めている。同条所定の「訴訟に関する書類」には、本件各文書のように、捜査段階で作成された供述調書で公判に提出されなかったものも含まれると解すべきである。

同条本文が「訴訟に関する書類」を公にすることを原則として禁止しているのは、それが公にされることにより、被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーが侵害されたり、公序良俗が害されることになったり、又は捜査、刑事裁判が不当な影響を受けたりするなどの弊害が発生することを防止することを目的とするものであること、同条ただし書が、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合における例外的な開示を認めていることにかんがみると、同条ただし書の規定による「訴訟に関する書類」を公にすることを相当と認めることができるか否かの判断は、当該「訴訟に関する書類」を公にする目的、必要性の有無、程度、公にすることによる被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーの侵害等の上記の弊害発生のおそれの有無等諸般の事情を総合的に考慮してされるべきものであり、当該「訴訟に関する書類」を保管する者の合理的な裁量にゆだねられているものと解すべきである。

そして、民事訴訟の当事者が、民訴法220条3号後段の規定に基づき、刑訴法47条所定の「訴訟に関する書類」に該当する文書の提出を求める場合においても、当該文書の保管者の上記裁量的判断は尊重されるべきであるが、当該文書が法律関係文書に該当する場合であつて、その保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる上記の弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができるものと解するのが相当である。」

出典：衆議院議員 階 猛 事務所 作成資料

令和3年3月10日（水） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

新たな在留資格による人材不足・受入れの見込み数

(単位:人)

担当	業種	人材不足の見込み数		生産性向上	国内人材の確保	新たな資格による 外国人材の 需要見込み数	受入れの見込み数				
		現時点	5年後				5年目までの累計		制度導入初年度		
厚生労働省	介護業	60,000	300,000	20,000程度	220,000~230,000程度	50,000~60,000	総計	50,000~60,000	総計	5,000	1,146
							うち技能実習	0	うち技能実習	0	—
							うち試験	50,000~60,000	うち試験	5,000	—
	ビル クリーニング業	50,000	90,000	40,000程度	13,000~22,000程度	28,000~37,000	総計	28,000~37,000	総計	2,000~7,000	208
							うち技能実習	4,000	うち技能実習	200	—
							うち試験	24,000~33,000	うち試験	1,800~6,800	—
経済産業省	素形材産業	30,000	62,000	30,000程度	10,000~15,000程度	17,000~21,500	総計	17,000~21,500	総計	3,400~4,300	1,450
							うち技能実習	17,000~21,500	うち技能実習	3,400~4,300	—
							うち試験	若干名	うち試験	若干名	—
	産業機械 製造業	12,000	75,000	62,000程度	7,500~8,500程度	4,250~5,250	総計	4,250~5,250	総計	850~1,050	1,509
							うち技能実習	4,250~5,250	うち技能実習	850~1,050	—
								うち試験	若干名	うち試験	若干名
電気・電子 情報関連 産業	7,000	62,000	54,000程度	3,000~4,000程度	3,750~4,700	総計	3,750~4,700	総計	500~850	880	
						うち技能実習	3,750~4,700	うち技能実習	500~650	—	
						うち試験	若干名	うち試験	若干名	—	
国土交通省	建設業	20,000	210,000	160,000程度	10,000~20,000程度	30,000~40,000	総計	30,000~40,000	総計	5,000~6,000	1,614
							うち技能実習等	29,000~36,000	うち技能実習等	4,900~5,800	—
							うち試験	1,000~4,000	うち試験	100~200	—
	造船・船用工業	6,400	22,000	7,000程度	3,000程度	10,000~13,000	総計	10,000~13,000	総計	1,300~1,700	507
							うち技能実習等	8,500~11,500	うち技能実習等	1,200~1,600	—
							うち試験	1,500	うち試験	100程度	—
	自動車整備業	1,600	13,000	4,000程度	2,500程度	6,000~7,000	総計	6,000~7,000	総計	300~800	190
							うち技能実習	3,000	うち技能実習	300程度	—
							うち試験	3,000~4,000	うち試験	500程度	—
	航空業	1,400	8,000	2,500程度	3,500~4,000程度	1,700~2,200	総計	1,700~2,200	総計	100	14
							うち技能実習	100程度	うち技能実習	10程度	—
							うち試験	1,600~2,100	うち試験	100程度	—
宿泊業	30,000	100,000	50,000程度	30,000程度	20,000~22,000	総計	20,000~22,000	総計	950~1,050	73	
						うち技能実習	7,000	うち技能実習	0	—	
						うち試験	13,000~15,000	うち試験	950~1,050	—	
農林水産省	農業	70,000	130,000	11,000程度	80,000程度	39,000程度	総計	18,000~36,500	総計	3,600~7,300	2,883
							うち技能実習	18,000~33,000	うち技能実習	3,600~6,600	—
							うち試験	若干名~3500	うち試験	若干名~700	—
	漁業	5,000	20,000	4,000程度	7,000程度	9,000程度	総計	7,000~9,000	総計	600~800	250
							うち技能実習	3,000~5,000	うち技能実習	500~700	—
							うち試験	4,000	うち試験	100	—
	飲食料品 製造業	43,000	73,000	27,000程度	12,000~20,000程度	26,000~34,000程度	総計	26,000~34,000	総計	5,200~6,800	6,844
							うち技能実習	20,000~25,000	うち技能実習	4,000~5,000	—
							うち試験	6,000~9,000	うち試験	1,200~1,800	—
	外食業	250,000	290,000	118,000程度	118,000程度	54,000程度	総計	41,000~53,000	総計	4,000~5,000	1,045
							うち技能実習	0	うち技能実習	0	—
							うち試験	41,000~53,000	うち試験	4,000~5,000	—

(注1) 受入れの見込み数は、現時点で見込んだ数であり、最終的には分野別運用方針において確定する。
 (注2) 初年度の試験規模については、国外における試験の実施体制等を検討中であり、現時点での計画に基づく数である。
 (注3) 建設業及び造船・船用工業の受入れの見込み数の「技能実習等」には特定活動を含む。

出典：法務省作成資料を基に衆議院議員 階 猛 事務所にて加筆修正

令和3年3月10日(水) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)